



長野県報

6月28日(月)
令和3年
(2021年)
第216号

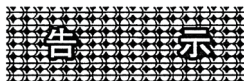
目次

告示

保安林予定森林にする旨の通知(4件)(森林づくり推進課).....	1
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課).....	3
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	4

公告

表彰規則に基づく表彰(人事課).....	5
建設業法に基づく処分(建設政策課).....	6
土地区画整理組合役員の就任の届出(都市・まちづくり課).....	6
土地区画整理組合の事業計画変更の認可(都市・まちづくり課).....	7
事務所の所在地を確知できない宅地建物取引業者(建築住宅課).....	7
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定(水道事業課).....	7
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催(生活安全企画課).....	8
警備業法に基づく機械警備業務管理者講習の実施(生活安全企画課).....	9
特定調達契約に係る落札者の決定(情報管理課).....	10
特定調達契約に係る落札者の決定(捜査支援分析課).....	10



長野県告示第368号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

令和3年6月28日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

塩尻市大字宗賀字洗馬3454の396、3454の434、3454の608、3454の877、3454の959、3454の1004、3454の1039、3454の1144、3454の1179、3454の1365、3462

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び塩尻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第369号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和3年6月28日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

大町市常盤字北山平7331、7332の2、7359、7360、7362、字ホテノサハ堅7380のロ、字ホテノサハ堅平7381の2、字大崎7487、7489の24、7489の52、字長あらし7501

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第370号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和3年6月28日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡宮田村1390の1、1391の1、1392の1、1393の1、1394の1、1395の1、1396の1、1397の1、1398の1、1399の1、2552の1、2553のイ、2553のロ、2554の1、2554の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び宮田村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第371号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和3年6月28日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

北安曇郡松川村字から沢3474のハ、3474のニ、3474のホ、3477、字瀧ノ沢3515、3516のホ、3516のヘ、3516のト、3516のチ、3516のリ、3516のヲ、3517、3518の1

- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県佐久建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。
その関係図面は、告示の日から令和3年7月15日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。
令和3年6月28日

長野県佐久建設事務所長 中 田 英 郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上原猿久保線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
佐久市鳴瀬字大ふけ3129番の7地先から 佐久市鳴瀬字片山2957番の1地先まで	旧	m 6.0～34.0	Km 0.7497
同 上	新	6.0～34.0	0.7497
佐久市鳴瀬字井戸尻3062番の1地先から 佐久市鳴瀬字片山3001番の6地先まで		10.5～61.4	0.5166

道路管理課

長野県長野建設事務所告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。
その関係図面は、告示の日から令和3年7月15日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。
令和3年6月28日

長野県長野建設事務所長 吉 川 達 也

- 1 (1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 117号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
長野市青木島町大塚字北島870番の10地先から 長野市青木島町大塚字北島889番の19地先まで	旧	m 9.5～22.3	Km 0.1850
同 上	新	9.5～22.8	0.1850

- 2 (1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 関崎川中島停車場線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
長野市青木島町大塚字北島889番の9地先から 長野市青木島町大塚字北島870番の3地先まで	旧	m 9.5 ~ 22.3	Km 0.1850
同 上	新	9.5 ~ 22.8	0.1850

- 3 (1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 小川長野線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
長野市七二会字上倉丙962番の1地先から 長野市七二会字上倉丙953番の3地先まで	旧	m 5.6 ~ 8.9	Km 0.0670
同 上	新	6.7 ~ 11.6	0.0670

道路管理課

長野県長野建設事務所告示第12号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和3年7月15日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年6月28日

長野県長野建設事務所長 吉川達也

- 1 (1) 路線名 117号
 (2) 供用を開始する区間
 長野市青木島町大塚字北島870番の10地先から
 長野市青木島町大塚字北島889番の19地先まで
 (3) 供用を開始する期日 令和3年6月28日
- 2 (1) 路線名 小川長野線
 (2) 供用を開始する区間
 長野市七二会字上倉丙962番の1地先から
 長野市七二会字上倉丙953番の3地先まで
 (3) 供用を開始する期日 令和3年6月28日

道路管理課